

# 3月の市民相談

●相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。  
 ●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que comprehendem o idioma português.

相談	日 時	場 所	主な相談内容	問合先
年金相談	3月3日(火) ・10日(火) ・17日(火) ・24日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時 ※受け付けは午前8時30分から。	市役所22B会議室 吉良支所第1会議室 市役所22B会議室 市役所22B会議室	厚生年金・国民年金について ※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。 保険年金課国民年金担当(☎65・2104)
	3月2日(月)・16日(月)	午後1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情 ※予約制。
	毎週月・木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時 ※受け付けは午後3時まで。	市役所11相談室 ※2日(月)・16日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題 ※予約制(1人1時間程度)。電話相談も可。 多重債務問題は面談のみ。
	3月17日(火)	午後1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題 ※予約制。予約は開催日前日の正午までに商工観光課商工担当へ。
創業支援相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所商工観光課	新たに事業を始めたい方のための創業に関する相談
市税夜間納税相談	3月12日(木)	午後6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間) 納税も可
市税納税相談	3月22日(日)	午後1時～5時15分	行政情報コーナー	市税の納税に関する相談 納税も可
市民特別法律相談	3月3日(火) ・7日(土) ・10日(火) ・12日(木) ・19日(木) ・26日(木)	午後1時30分～4時	市役所11相談室 寺津ふれあいセンター 市役所11相談室 一色支所第1会議室 幡豆支所第2会議室 吉良町公民館会議室2	法律的専門知識を有する相談 ※予約制(1人30分)で各5人まで。予約は2月16日(月)から市民課相談担当へ。
	3月13日(金)		市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談 ※予約制(1人30分)で5人まで。予約は2月16日(月)から市民課相談担当へ。
登記相談	3月11日(水)	午後1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など
行政相談	3月13日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室 吉良町公民館会議室2	国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望
人権相談	3月6日(金) ・13日(金) ・14日(土) ・20日(金)	吉良町公民館会議室2 一色支所第1会議室 総合福祉センター 幡豆いきいきセンター	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと ※一色支所・総合福祉センターは弁護士同席。	
	3月6日(金)・20日(金) Dias 6 e 20 de março (sexta-feira)	午後1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前の子さんの発達や、育児全般、児童虐待について ※電話相談可。
DV相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談 ※電話相談可。
児童相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※土曜日は総合福祉センター相談室	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談 ※予約も可。
母子・父子家庭相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関すること
児童巡回相談	3月5日(木) ・12日(木)	午前10時～午後3時	吉良保健センター 総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関すること ※予約制。
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録
障害者虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	障害者虐待防止センター(市役所福祉課内)	障害者に対する虐待に関する相談 ※電話相談可。
こころの相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後5時 ※土曜日は正午まで。	地域活動支援センター めだか工房	精神障害者と家族の困りごと
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介 ※申込金500円と写真2枚が必要。
児童・生徒心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	中央ふれあいセンター 一色健康センター	小・中学生のいじめや不登校などに関する心配ごとや悩みごと ※面接相談可。
育児相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援センター(ハツ面保育園内)	就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日、午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、第2水曜日、午後1時30分～3時、要予約)」もご利用ください。